立候補予定者説明会におけるご質問への回答

10 月 19 日（月曜日）に開催いたしました立候補予定者説明会でいただいたご質問について回答いたします。

なお、個々の具体的な事案につきましては、状況により異なりますので、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

質 問	回 答
選挙運動のために使用する拡声機は一揃いに限られると記載されているが、一揃いの範囲はどこまでか。	一般には、マイクロフォン一箇とスピーカー一箇及びそれに必要な増幅装置をいうが、一箇のマイクロフォンに対して数箇のスピーカーが設置されているような場合も該当するとされている。
選挙運動用自動車に候補者の写真や名前をラッピングする場合、サイズの規制はあるのか。	273cm×73cm 以内。ただし、規格内のものでも、例えば 2 枚並べて貼ったものが一体的に見えるような場合は、規格外とみなされるおそれがある。
保守系無所属・市民派無所属が使えるか。	法令及び市の規程上、選挙公報の氏名欄を除き、規制されない。
街頭演説でマイクを使用できるのは 8 時から 20 時までと認識している。ビラの頒布も同様の時間帯ということか。	街頭演説ができる時間は、拡声機の使用の有無に関わらず 8 時から 20 時まで。ビラを頒布することができる街頭演説の場所も同様の時間帯となる。
選挙運動時の政党名ののぼりは不可と認識しているが、政党のロゴ、イラスト、マスコットを描いたのぼりや掲示物は問題ないか。	市議選時における政党の政治活動について、候補者の氏名又は氏名等類推事項の表示のない文書図画の掲出は規制されていない。ただし、候補者の選挙運動のために用いられるとみなされた場合は規制の対象となるものと解される。